

7 救助・救急・医療関係

資料 7-1 災害時の医療救護活動に関する協定（社団法人大北医師会）

大町市（以下「甲」という。）と社団法人大北医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、大町市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

2 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、本協定により乙の協力を得て実施できるよう必要な調整を行う。

3 乙は、前項に定める医療救護活動が円滑に実施できるよう、必要な調整を行う。

（大北地域大規模災害医療救護計画・大規模災害医療救護活動マニュアル）

第2条 乙は、長野県地域包括医療協議会大北支部（以下「包括」という。）が定めた大北地域大規模災害医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）並びに大規模災害医療救護活動マニュアルに基づき医療救護活動を実施する。

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、医療救護班を派遣する。

（医療救護班に対する指揮）

第4条 乙の派遣する医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の業務）

第5条 乙が派遣する医療救護班は、避難場所、災害現場等に設置する医療救護所その他甲が指定する場所において医療救護活動を行う。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者のトリアージ
- (2) 救急処置の実施
- (3) 傷病者の搬送順位及び搬送先の決定
- (4) 消防本部等への傷病者の搬送要請
- (5) 死体の検案と検案書の作成
- (6) 救急活動の記録
- (7) その他必要な事項

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置をとる。

（医薬品等の供給）

第7条 災害時の医療救護活動のため、乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給する。

（収容医療機関の指定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定する際には、これに協力する。

（医療費）

第9条 医療救護所における医療費は無料とする。ただし、収容医療機関における医療費は患者負担とする。

（訓練）

第10条 乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加する。

（費用弁償等）

第11条 甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負

担する。

- (1) 医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 医療救護班員が医療救護活動において、負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合の扶助費
- (4) 甲が医療救護所と認めた医療機関において、医療救護活動に伴い医療施設及び設備を損傷した場合の損害補償費

2 前項に定める費用の額については別に定める。

(細則)

第12条 この協定を実施するための必要な事項については別に定める。

(協議)

第13条 前各条に定めのない事項及びこの協定の実施にあたって疑義を生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

附 則

- 1 この協定は、平成24年3月28日から適用する。
- 2 この協定の発効と同時に、平成8年12月2日付で締結した「災害時の医療救護活動に関する協定」は効力を失う。
- 3 この協定書の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成24年3月28日から平成25年3月27日までとする。
- 4 前項の協定期間の満了する1月前までに甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、期間満了の日の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月28日

甲 長野県大町市長 牛 越 徹

乙 社団法人大北医師会
会 長 横 澤 厚 信

資料 7-1 (1) 災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成24年3月28日付をもって締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」(以下「協定書」という。)第12条の規定に基づき、実施細則を次のとおり定める。

(要請)

第1条 要請は、災害発生場所、日時、概要を明らかにし、的確かつ迅速に行う。

(医療救護組織)

第2条 医療救護組織は、医療救護班及び医療救護班の後方支援を行う災害対応病院等により構成する。

2 医療救護班の構成は、原則として医師1名、看護師1名、連絡調整員1名とし、必要がある場合は調整を可能とする。

(医療救護所設置の特例)

第3条 甲は、避難場所及び災害現場等に設置する医療救護所のほか、乙と協議のうえ、甲が指定した収容医療機関に医療救護所を設置することができる。

2 甲は、前項の収容医療機関のほか、乙と協議のうえ、その他の医療機関に医療救護所を設置することができる。

(実施報告)

第4条 乙は、協定書第3条の規定に基づき医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、実施報告書(様式第1号)を甲に提出する。

(医療施設等損傷報告書)

第5条 乙は、第3条第1項及び第2項に定める医療機関において、協定書第3条の規定に基づく医療救護活動に伴い医療施設及び設備を損傷したときは、速やかに、「医療施設及び設備損傷報告書」(様式第2号)により、甲に報告する。

(医療救護班の費用等の請求)

第6条 乙は、協定書第11条第1項に定める費用弁償等の請求をする場合には、次の各号に定める書類を添付して、甲に提出する。

(1) 医療救護班派遣に要する経費

実費弁償請求書(様式第3号)

医療救護班員名簿(様式第4号)

請求書(日当・旅費・時間外手当費用弁償)(様式第5号)

(2) 医療救護班が携行し使用した医薬品等

請求書(医薬品等費用弁償)(様式第6号)

救助の種目別物資受払状況(様式第7号)

(3) その他

医療救護活動報告書(様式第8-1号、様式第8-2号)

医療施設及び設備損傷に係わる損害補償請求書(様式第9号)

(医療救護活動における事故報告)

第7条 乙は、協定書第3条に基づく医療救護活動に従事した者が、その活動のために負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡したときは、医療救護活動事故報告書(様式第10号)により、甲に報告する。

(費用弁償等の額)

第8条 協定書第11条第2項に定める費用の額は、災害救助法施行細則(昭和34年長野県規則第3号)の規定による。

ただし、日当、旅費、時間外勤務手当の額は別表に定める。

(医療救護所となった医療機関における費用弁償の請求)

第9条 第3条第1項及び第2項に定める医療機関が費用弁償の請求をする場合には、第4条から第6条に規定する書類を甲に提出する。

(費用等の支払)

第10条 甲は、第6条及び第9条に定める費用弁償等について、乙から請求を受理した場合は、その受理した日から30日以内に支払う。

本実施細則2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月28日

甲 長野県大町市長 牛越 徹

乙 社団法人大北医師会
会長 横澤 厚信

資料 7-2 災害時の医療救護活動に関する協定（大北薬剤師会）

大町市（以下「甲」という。）と大北薬剤師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大町市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動の実施に関し、必要な事項を定める。

（大北地域大規模災害医療救護計画・大規模災害医療救護活動マニュアル）

第2条 乙は、長野県地域包括医療協議会大北支部（以下「包括」という。）が定めた大北地域大規模災害医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）並びに大規模災害医療救護活動マニュアルに基づき医療救護活動を実施する。

（薬剤師班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき医療救護活動を行う場合において、乙の協力が必要なときは、乙に対し薬剤師班の編成及び派遣を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護計画に基づき、直ちに薬剤師班を編成し派遣する。

（薬剤師班の任務）

第4条 薬剤師班は、甲が避難場所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行う。

2 薬剤師班の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 傷病者に対する調剤、服薬指導
- (2) 医薬品の仕分け及び管理等
- (3) 前各号に定めるほか必要な活動

（薬剤師班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する薬剤師班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、薬剤師班の輸送について、必要な措置をとる。

（医薬品等の供給）

第7条 災害時の医療救護活動のため、乙が派遣する薬剤師班が使用する医薬品等は、当該薬剤師班が携行するもののほか、甲が供給する。

（調剤費）

第8条 救護所における調剤費は無料とする。

（費用弁償）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

- (1) 薬剤師班の編成、待機及び派遣に要する経費
 - (2) 薬剤師班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- 2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定める。

（損害補償）

第10条 甲は、乙が派遣した医療救護活動従事者（以下「従事者」という。）が、医療救護活動中に、負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年大町市条例第16号）の規定に準じて補償を行う。

（第三者に対する損害賠償）

第11条 乙が派遣した従事者が医療救護活動中に第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえその賠償方法及び賠償額を定める。

（医事紛争の処理）

第12条 医療救護班が医療救護活動により、患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡する。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適切な措置を講ずる。

(報告)

第13条 乙は、医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他医療救護活動の内容を甲に報告する。

(費用等の請求)

第14条 乙は、第9条の費用及び第10条の補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行う。

(支払)

第15条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払う。

(防災訓練等への参加)

第16条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練等に参加する。

(実施細則)

第17条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第18条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(協定期間)

第19条 この協定の有効期間は、平成24年3月28日から平成25年3月27日までとする。

2 この協定の発効と同時に、平成12年8月28日付で締結した「災害時の医薬品等の供給に関する協定」は効力を失う。

3 この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年3月28日

甲 長野県大町市長 牛 越 徹

乙 大北薬剤師会
会 長 内 川 輝 雄

資料 7-2 (1) 災害時の医療救護活動に関する実施細則

平成24年3月28日付で、大町市（以下「甲」という。）と大北薬剤師会（以下「乙」という。）との間で締結した「災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第17条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定める。

（医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第3条の規定により薬剤師班を派遣したときは、医療救護活動終了後、「医療救護活動報告書」（様式第1号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第2号）を作成し、速やかに甲に報告する。

（費用弁償の額）

第2条 協定書第9条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

2 協定書第9条第1項第2号に規定する額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

（事故報告）

第3条 乙は、協定書第10条第1項に規定する医療救護活動従事者が、負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式第3号）により速やかに甲に報告する。

（費用等の請求）

第4条 協定書第14条に規定する費用等の請求は、乙が各薬剤師班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第4号）及び「医薬品等実費弁償請求書」（様式第5号）により甲に請求する。

（支払）

第5条 甲は、前条の請求があったときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払う。

平成24年3月28日

甲 長野県大町市長 牛 越 徹

乙 大北薬剤師会
会長 内 川 輝 雄

資料 7-3 災害時の歯科医療救護活動に関する協定（社団法人大北歯科医師会）

大町市（以下「甲」という。）と社団法人大北歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大町市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動の実施に関し、必要な事項を定める。

（大北地域大規模災害医療救護計画・大規模災害医療救護活動マニュアル）

第2条 乙は、長野県地域包括医療協議会大北支部（以下「包括」という。）が定めた大北地域大規模災害医療救護計画（以下「医療救護計画」という。）並びに大規模災害医療救護活動マニュアルに基づき医療救護活動を実施する。

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療救護班の編成及び派遣を要請する。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場の救護所等に派遣する。

（歯科医療救護班の任務）

第4条 歯科医療救護班は、原則として甲が避難場所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行う。

2 歯科医療救護班の任務は、次のとおりとする。

（1）歯科傷病者の収容歯科医療機関への転送の可否及び転送の順位の決定

（2）歯科傷病者に対する応急処置

（3）死体の確認及び検案等に対する協力

（4）その他歯科医療救護活動に関する必要な処置

（歯科医療救護班に対する指揮）

第5条 乙の派遣する歯科医療救護班に対する指揮は、乙の長を通じて行う。

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置をとる。

（医薬品等の供給）

第7条 災害時の歯科医療救護活動のため、乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給する。

（収容歯科医療機関の指定）

第8条 乙は、甲が傷病者の収容歯科医療機関を指定しようとするときは、これに協力する。

（歯科医療救護所の設置）

第9条 甲は、災害の状況により必要に応じて歯科医療救護所を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の歯科医療施設に、乙の協力を得て歯科医療救護所を設置する。

3 甲は、歯科医療救護所において歯科医療救護班が必要とする給食、給水等の手配を行う。

（医療費）

第10条 歯科医療救護所における医療費は無料とする。

2 収容歯科医療機関における医療費は患者負担とする。

（費用弁償）

第11条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

（1）歯科医療救護班の編成、待機及び派遣に要する経費

（2）歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償

2 前項の実費弁償の額については、甲乙協議のうえ、別に定める。

(損害補償)

第12条 甲は、乙が派遣した歯科医療救護活動従事者（以下「従事者」という。）が歯科医療救護活動中に負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年大町市条例第16号）の規定に準じて補償を行う。

2 第9条第2項の規定により歯科医療救護所を設置した歯科医療施設において、歯科医療救護活動に伴う施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

(第三者に対する損害賠償)

第13条 乙が派遣した従事者が歯科医療救護活動中に第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえ、その賠償方法及び賠償額を定める。

(医事紛争の処理)

第14条 歯科医療救護班が歯科医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡する。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適切な措置を講ずる。

(報告)

第15条 乙は、歯科医療救護活動終了後、速やかに甲の定めるところにより、従事者の氏名及び人数その他歯科医療救護活動の内容を甲に報告する。

(費用等の請求)

第16条 乙は、第11条の費用及び第12条の補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行う。

(支払)

第17条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに乙に支払う。

(防災訓練等への参加)

第18条 乙は、甲の要請に基づき甲が実施する防災訓練等に参加する。

(実施細則)

第19条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(協定期間)

第21条 この協定の有効期間は、平成24年3月28日から平成25年3月27日までとする。

2 この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれかから何ら意思表示がないときは、期間満了日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年3月28日

甲 長野県大町市長 牛越 徹

乙 社団法人大北歯科医師会
会長 岡江 昇

資料 7-3 (1) 災害時の歯科医療救護活動に関する実施細則

平成24年3月28日付で、大町市（以下「甲」という。）と社団法人大北歯科医師会（以下「乙」という。）との間で締結した「災害時の歯科医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第19条の規定に基づき、次のとおり実施細則を定める。

（歯科医療救護活動の報告）

第1条 乙は、協定書第3条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後、歯科医療救護班ごとに「歯科医療救護活動報告書」（様式第1号）、「歯科診療報告書」（様式第2号）及び「医薬品等使用報告書」（様式第3号）を作成し、速やかに甲に報告する。

（費用弁償の額）

第2条 協定書第11条第1項第1号に規定する額は、別表に定める額とする。

2 協定書第11条第1項第2号に規定する額は、使用した医薬品等に係る実費とする。

（事故報告）

第3条 乙は、協定書第12条第1項に規定する歯科医療救護活動従事者が負傷し若しくは疾病にかかり又は死亡した場合は、「事故報告書」（様式第4号）により速やかに甲に報告する。

（歯科医療施設等損傷報告書）

第4条 乙は、協定書12条第2項に規定する歯科医療施設及び設備の損傷が発生したときは、「歯科医療施設及び設備損傷報告書」（様式第5号）により速やかに報告する。

（費用等の請求）

第5条 協定書第16条に規定する費用等の請求は、乙が各歯科医療救護班分を取りまとめ、「費用弁償請求書」（様式第6号）、「医薬品等実費弁償請求書」（様式第7号）又は「歯科医療施設及び設備損傷に係る損害補償請求書」（様式第8号）により甲に請求する。

（支払）

第6条 甲は、前条の請求があったときは、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払う。

平成24年3月28日

甲 長野県大町市長 牛越 徹

乙 社団法人大北歯科医師会
会長 岡江 昇

資料 7-4 救急告示医療機関

(R6.2.2 現在)

医療圏	病院診療所の別別	名 称	開設者	所 在 地	(電話番号)	認定の有効期限年月日効期	備考
大 北 (2)	病 院 (2)	市立大町総合病院	大町市	大町市大町 3130	0261-22-0415	R8.1.30	※
		J A長野厚生連北アルプス医療センターあづみ病院	厚生連	北安曇郡池田町大字池田3207-1	0261-62-3166	R8.1.30	※

(注) 備考欄の※は、病院群輪番制病院運営事業参加病院

29

資料 7-4 (1) 災害拠点病院

医療圏名	病 院 名	開設者	病床数	所 在 地	(電話)
大 北	市立大町総合病院	大町市	199	大町市大町 3130	0261-22-0415

資料 7-5 医療機関等一覧表

1 病院及び診療所

No	医療機関名	住所	診療科目	電話番号
1	市立大町総合病院	大町市大町 3130 (高見町)	総合	22-0415
2	八坂診療所	大町市八坂 1109-11 (大平)	内・小・外・整	26-2814
3	美麻診療所	大町市美麻 11810-イ (二重)	内・小	29-2015
4	いしぞね内科・外科クリニック	大町市大町 3190-1 (旭町)	内・外・消	23-2555
5	遠藤内科医院	大町市大町 2661 (神栄町)	内・循	22-0031
6	小野医院	大町市大町 4118 (堀六日町)	内・外・リハ	22-0047
7	医療法人柿下クリニック	大町市常盤 3541-14 (清水)	内・小	21-1230
8	かさぎ皮膚科	大町市大町 3303-13 (仁科町)	皮	23-7723
9	菊地クリニック	大町市常盤 3512-16 (上一)	内・外・消・婦・麻	21-2580
10	中澤医院	大町市大町 1212-2 (白塩町)	心内・精	22-0252
11	永井眼科医院	大町市大町 3152 (仁科町)	眼	22-1555
12	野村クリニック	大町市大町 3502-2 (東若宮町)	内・消・呼・糖尿病外来	85-0085
13	平林医院	大町市大町 4151-2 (六九町)	内・小	22-2525
14	平林耳鼻咽喉科医院	大町市常盤 5897-27 (上一)	耳・気管食道科	26-3030
15	医療法人社団厚生会横澤内科医院	大町市大町 4060-8 (下仲町)	内・小	22-0371
16	千葉眼科	大町市常盤 3564 (下一)	眼	85-5578
17	最上整形外科クリニック	大町市常盤 5897-48 (上一)	整・リハ	23-3300

内:内科 小:小児科 外:外科 整:整形外科 循:循環器科 消:消化器科 呼:呼吸器科 リウ:リウマチ科 リハ:リハビリテーション科
 婦:婦人科 皮:皮膚科 麻:麻酔科 心内:心療内科 精:精神科 神:神経科 眼:眼科 耳:耳鼻咽喉科

2 歯科

No	医療機関名	住所	電話番号
1	いいざわ歯科医院	大町市大町 1904-10 (俵町)	23-7050
2	オクハラ・デンタル・クリニック	大町市大町 3170 (仁科町)	23-0500
3	金子歯科医院	大町市大町 2911-4 (旭町)	23-2200
4	グリーン歯科クリニック	大町市大町 4003-14 (堀六日町)	23-6666
5	佐藤歯科医院	大町市大町 1477-8 (相生町)	23-3211
6	砂田歯科医院	大町市大町 3140 (高見町)	22-0648
7	にこにこデンタルクリニック	大町市常盤 3587-1 (下一)	23-5612
8	西澤歯科医院	大町市大町 5368-2 (幸町)	22-5091
9	平林歯科医院	大町市大町 1123 (東町)	22-1149
10	宮下歯科医院	大町市大町 4086 (上仲町)	22-0297
11	横澤歯科医院	大町市大町 4179-3 (六九町)	22-1343
12	市立大町総合病院特殊歯科・口腔外科	大町市大町 3130 (高見町)	22-0415